

成年後見センターネットワークニュースNo.3

令和5年8月 発行:土別地域成年後見センター

まだまだ暑い日がきますが、皆さんお元気にお過ごしでしょうか？熱中症には気を付けて、水分・塩分補給と涼しい所で休憩等して体を労わってください。ネットワークニュースも3回目の発行となります、成年後見センターの活動状況等の報告をさせていただきますので、ご一読の程宜しくをお願いします。

【出前講座の一コマ】



朝日地区
ふれあい昼食会にて



南町南栄自治会
ふれあいサロンにて

《出前講座 Q&A》（出前講座参加者のみなさんからの質問を上げてみました）

Q1：後見人を娘の夫に依頼することはできるのか？

A1：後見人等を決めるのは申立てをした家庭裁判所となる。申立て書には、後見人等の候補者を記載する欄があるので、娘の夫の氏名を記載することは可能。

Q2：後見人が被後見人の財産を横領し、損害を与えた場合はどうなるのか？

A2：土別市社会福祉協議会が受任している方については、損害賠償保険に加入している。職員や市民後見人さんには、後見人等を受任する前に後見人受任時研修を受講してもらい、その後も継続的に研修に参加し自己研鑽をしてもらっている。

Q3：成年後見の申立ては、本人の住んでいる地域の家庭裁判所と説明があったが、土別地域はどこ裁判所になるのか？

A3：和寒町・剣淵町・土別市は名寄の家庭裁判所、幌加内町は深川の家庭裁判所になる。但し例外もあり、例として住所地は土別市であるが、長期入院等で旭川市の病院に入院している場合は、旭川の家庭裁判所になる場合もある。
(家庭裁判所へ問い合わせが必要)

市民後見人さん 紹介コーナー

【市民後見人さん 2人目のご紹介】

後見人等のお仕事などについて聞いてみました。



【加藤厚子さん】



▶市民後見人として活動はいつからですか？

加藤さん：今年の7月から活動しています。

▶どのような活動ですか？

加藤さん：本人宅へ訪問し、体調や生活状況確認して生活費の払出し等をしています。

▶どのようなことに気を付けて支援していますか？

加藤さん：生活費の入出金のお話しは、ゆっくり丁寧を心がけています。季節・行事ごとに色々な会話の中から本人の希望等を聞いて対応しています。

▶最後に若さの秘訣はなんですか？

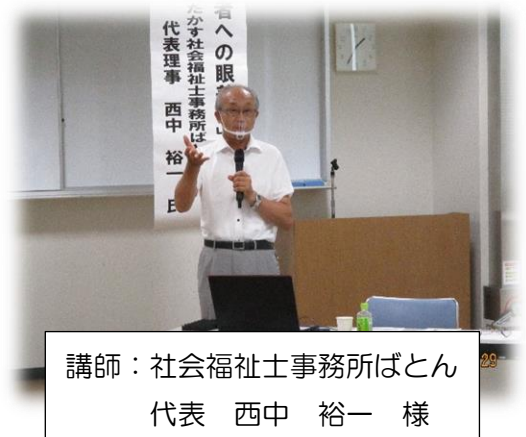
加藤さん：秘訣と言うことではありませんが、四季を感じながらキレイな花や景色・音楽に触れ、欲張らない程度に美味しい物を食べていることでしょうか。

市民後見人フォローアップ研修

令和5年6月22日(木)土別市民文化センター研修室において、8名の市民後見人が参加し開催しました。

今回は、『認知症高齢者への眼差し』と題して、NPO法人たかす社会福祉士事務所ばとん 代表 西中裕一様に講師として講話をしていただきました。実際に後見人等として活動されているため、大変興味深いお話しでした。グループワークでは、「コミュニティサポートについて」話し合いをして理解を深めました。

最後に西中様より、人との関わりを増やす(おせっかいを増やす)、ちょっとした変化を見逃さない、一人で抱え込まない、周りを巻き込んで一緒に考えてもらう等まとめの言葉をいただきました。



講師：社会福祉士事務所ばとん
代表 西中 裕一 様



グループワークの様子